湯沢市議会議長 渡 部 正 明 様 (議会改革推進会議)

議会改革推進会議 政策検討会 会 長 石 川 隆 一

議会改革推進会議政策テーマ提案書

湯沢市議会議会改革推進会議要綱第8条に基づき政策テーマを選定したので、同 要綱第11条第2項の規定により、次のとおり提案します。

1 政策テーマ

稲庭うどん条例の制定等について

2 提案理由

稲庭うどんは、江戸時代の初期に稲庭地区において地元産の小麦粉を使って 製造されたのが始まりとされています。

伝統ある独特の製法が生み出すなめらかな舌ざわりとつるつるとしたのどご しが全国に評価され、日本三大うどんの一つとして日本を代表する名品に成長 しました。

稲庭うどんは、市の特産品としてブランド力、知名度が特に高く、市民の自慢・誇りであるとともに、湯沢市の地場産業におけるリーディング産業であります。製造工程の見学・体験ができる機会の提供、稲庭うどんメニューを食べられる飲食店の充実、全国まるごとうどんEXPOの開催などで、観光誘客にも大きく寄与しています。

このように、稲庭うどんは、湯沢市にとってなくてはならないものでありますが、近年、贈答品需要の低迷などで生産額が伸び悩みの傾向にあり、また、市外製造メーカーの増加により類似品・粗悪品が市場に出回るなど、産地形成

と品質・ブランドイメージの維持が懸念される状況にあります。

このことから、湯沢市の良さやアイデンティティを全国・世界に向け積極的に情報を受発信するシティセールス(プロモーション)に「稲庭うどん」を最大限に活かし、「稲庭うどん」の本場・産地は湯沢市であることを確固たるものにするとともに、「稲庭うどん」を市民・郷土の誇りとして将来にわたって守り育てていくことが必要であると考えます。

そのため、今以上に市民の皆さんが「稲庭うどん」に親しみを持ち、それぞれの立場で「稲庭うどん」に関して意識を高め、伝統、食文化、産業を守り、 湯沢市にとってなくてはならない「稲庭うどん」を次世代に継承していくため の政策として、稲庭うどんに関する条例の制定等の検討を提案するものです。

3 政策テーマ選定の経緯

期日	会議等	内 容		
R4.5.9	議題提案書の受理	<議題>湯沢市ふるさと名物「稲庭うどん」条例の		
		制定について(※別添のとおり)		
		<提案者>高橋達議員		
R4.5.23	第2回政策検討会	・議題提案書について		
R4.6.21	第3回政策検討会	・政策テーマ等の選定協議の手順について		
R4.7.6	第4回政策検討会	・稲庭うどん産業に関する市の取組状況について		
		(産業振興部商工課からヒアリング)※資料1		
R4.7.15	第5回政策検討会	・秋田県稲庭うどん協同組合との意見交換		
		「稲庭うどん産業の現状と課題について」		
		※資料2		
R4.7.15	第6回政策検討会	・専門的識見(政策立案)の活用		
		<講師>早稲田大学マニフェスト研究所		
		長内紳悟 氏		
R4.7.25	第7回政策検討会	・稲庭うどん条例制定に係る検討・協議		
		(調査事項のまとめ) ※資料3		
R4.8.9	第8回政策検討会	・稲庭うどん条例制定に係る検討・協議		
R4.10.6	第9回政策検討会	・稲庭うどん条例制定検討に係る長内先生との意見		
		交換		
R4.11.15	第10回政策検討会	・政策テーマ提案書(案)について		

4 政策テーマ選定における調査・検討の総括

◇ 湯沢市にとって「稲庭うどん」とは

- ・ブランドカ、全国的知名度が高く、市民の自慢・誇りである。
- ・地場産業のリーディング産業となっている。
- ・観光誘客に大きく寄与している。
- ・湯沢市にとってなくてはならないものである。

◇ 稲庭うどん産業の現状

- ・贈答品需要の低迷などで、生産額が伸び悩みの状況にある。
- ・市外製造メーカーの増加や類似品・粗悪品が出回るなど、産地形成と品質・ブランドイメージの維持が懸念されている。
- ・コロナ禍による飲食産業の低迷、世界情勢による原材料費の高騰、人手不 足・人材不足による事業継承の不安など、年々、経営環境の厳しさが増し ている。

◇ 稲庭うどん産業の課題

- ・伝統製法の継承、品質(高価値)の維持
- ・本場・産地の確立(地域ブランド化(湯沢市))と振興
- ・産地担い手の確保

◇ 課題解決に向けて(市が主体となって取り組むべきこと)

- ・湯沢市の良さや魅力、アイデンティティを受発信するシティセールス(プロモーション)に「稲庭うどん」を最大限に活かすこと。
- ・「稲庭うどん」の本場・産地は「湯沢市」であることをもっと積極的にア ピールし、地域ブランド(「稲庭うどんは湯沢市」)を維持すること。
- ・今以上に市民の皆さんが「稲庭うどん」に親しみを持ち、それぞれの立場で「稲庭うどん」に関して意識を高め、伝統、食文化、産業を守り、湯沢市にとってなくてはならない「稲庭うどん」を次世代に継承していく機運を醸成すること。

◇ 条例制定等の検討において留意すべき事項

・稲庭うどん産業を含むふるさと企業(小規模企業者で市内に事務所又は事

業所を有するもの)の振興については、湯沢市ふるさと企業振興基本条例 (平成27年制定)において、基本理念と振興施策等に関する基本的事項が 定められている。

・平成28年に中小企業地域資源活用促進法(令和2年廃止)に基づき、市 は、稲庭うどんについて、「ふるさと名物応援宣言」(資料1の参考資 料)を行っている。

<別添資料>

- ・議題提案書
- ・資料 1 産業振興部商工課「稲庭うどん産業について」 参考資料 ふるさと名物応援宣言 参考資料 秋田県稲庭うどん協同組合 20のビジョン
- ・資料2 稲庭うどん産業に関する資料<秋田県稲庭うどん協同組合>
- ・資料3 調査事項のまとめ<第7回政策検討会>
- ・参考 湯沢市ふるさと企業振興基本条例

湯沢市議会議長 様

湯沢市議会議員 高 橋 達

議会改革推進会議議題提案書

湯沢市議会議会改革推進会議要綱第7条の規定により、次のとおり議会改革推進 会議の議題を提案します。

- 1 議 題 湯沢市ふるさと名物「稲庭うどん」条例の制定について
- 2 提案理由

日本三銘うどんの一つと称される「稲庭うどん」。

本市では、平成28年8月5日に「ふるさと名物応援宣言」を行い、本市としての ふるさと名物として特定を行いました。

特定した理由は、多様な事業者を巻き込みながら市全体の売り上げや雇用の増大、地域経済の好循環につなげるために当時選定したものであります。

また、郷土出身の菅前総理大臣が誕生したことを契機に、本市が全国的に知名度を上げた状況でもあり、地域資源の一つである「稲庭うどん」を国内外を問わず「稲庭うどん」ブランドとしての地位を更に確実なものとし、地域経済の振興(多様な事業者を巻き込みながら地場産業の推進や売り上げの増大、新たな雇用拡大の創出)や市民としての意識の醸成(食文化の継承と向上)を図るために「行政(市)」、「市民」、「事業者等」の役割を明確にしてゆくことが必要と判断したため、この理念条例を制定することを提案します。

- 3 資料など
 - ・湯沢市ふるさと名物「稲庭うどん」条例の制定について(草案)
 - ・ふるさと名物応援宣言(市ホームページ掲載内容)
 - ・稲庭うどんの歴史等参考資料
 - ・秋田湯沢の地酒で乾杯条例



湯沢市ふるさと名物「稲庭うどん」条例の制定について(草案)

令和 年 月 日 条例第○号

湯沢市ふるさと名物「稲庭うどん」条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域資源であるふるさと名物「稲庭うどん」を地域ブランドとしての 地位を明確にすると共に地場産業の振興、観光資源としての宣材並びに市民の意 識を醸成することを基本理念とし、市、市民、事業者等の役割を明らかにし、地域社 会の活性化及び市民食文化の継承の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「稲庭うどん」とは、湯沢市で製造され秋田県稲庭うどん共同組合が認定したものをいう。
- 2 この条例において「地場産業」とは、農林水産業、漆器産業、及び稲庭うどん関連事業等をいう。
- 3 この条例において「事業者」とは、秋田県稲庭うどん共同組合の組合員、または 同組合が組合員として認めたものをいう。

(基本理念)

第3条 「稲庭うどん」の地域ブランドを確立するには、協働の精神に基づき、事業者 自らの創意工夫及び自主的な努力を基本として、市、市民等がその理解を深め、 地域経済の発展、食文化の継承に努めなければなりません。

(市の役割)

- 第4条 市は、前条の規定に基づき、関係機関、関係団体等とも連携を図りながら、その目的を達成するよう努めなければなりません。
- 2 市は、稲庭うどんの振興に資するため、市民の理解及び関心を深めるために広 報その他の措置を講ずるよう努めなければなりません。
- 3 市は、稲庭うどんの振興に関する施策を推進するため、財政上の措置を講ずるよう努めなければなりません。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、稲庭うどんの振興が、地域経済の発展と市民生活の食文化の継承に 寄与することを理解し、地域資源としての稲庭うどんの魅力とその活用について関 心を持つように努めなければなりません。
- 2 市民は、地域経済の循環を担う消費者、宣伝者として、稲庭うどんを食しその魅力を発信するよう努めなければなりません。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、稲庭うどん産業の基盤強化、人材の育成、雇用の安定等に努める とともに、市の「稲庭うどん」ブランドの確立に対する施策に積極的に協力するよう努 めなければなりません。

(基本的施策)

- 第7条 市、事業者及び関係機関、関係団体は、稲庭うどんの潜在能力を発揮するためまた、うどん関連産業振興を図るために、次に掲げる施策を講じるよう努めなければなりません。
- (1) 事業者と消費者との交流促進
- (2) 市民に対する食文化の継承に伴う施策
- (3) 国内外を問わないPR戦略の推進 1
- (4) 漆器産業や関連する産業との構築策
- (5) その他

附則

この条例は、令和年月日から施行する。

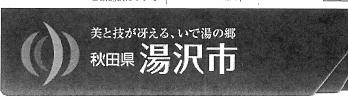
自動酮訳について

言語を選択│▼│

文字サイズ 小中 大特大

背景色 標準 黑 黄 膏

検索



リンク 問い合わせ

ヘルブ

トップページへ

暮らし

湯沢市のこと

観光・物産

産業・ビジネス

施設案内

 $|x-\Delta| > \underline{\text{max}} \cdot \underline{\text{max}} \cdot \underline{\text{max}} \cdot \underline{\text{max}} > \underline{\text{max}} \cdot \underline{\text{max}} > \underline{\text{max}} \cdot \underline{\text{max}}$

ふるさと名物応援宣言

湯沢市では、秋田県指定の地域産業資源の中から、生産過程における特徴的な技法、全国的な知名度、地域経済における重要度、他の地域産業資源への波及効果等を考慮し、「稲庭うどん」を選定しました。



「ふるさと名物」として「稲庭うどん」を選定したことを8月5日金曜日午後6時21分に、ツルハ大町店特設会場にて湯沢市長が「ふるさと名物応援宣言」として公表しました。

この日は「七夕絵どうろうまつり」の開会式、「NIPPONの湯沢」プロモーション事業も行われ、最後に「ふるさと名物応援宣言」が公表された後、参加された皆さんに「稲庭うどん」のプレゼントもありました。



この「ふるさと名物応援宣言」は、市町村で「ふるさと名物」を特定し、地域の多様な事業者を巻き込みながらの継続的な取り組みを通じ、湯沢市全体の売り上げや雇用の増大、地域経済の好循環につなげるため、多方面に公表するものです。

この「ふるさと名物応援宣言」をすることにより、国のふるさと名物応援事業の優先採択、中小企業庁ポータルサイトにおいての情報発信等の重点支援が受けられるようになります。

稲庭うどんとは

約350年の歴史と心が紡ぐ、 幸せな食文化を創る 手づくりうどん

約350年の歴史を誇る「稲庭うどん」は、江戸時代の初期に稲庭地区小沢に住んでいた、佐藤市兵衛が、地元産の小麦粉を使ってしうどんを製造したのが始まりとされています。

なめらかな舌ざわりと、つるつるとしたのどごしの稲庭うどんは、この上なく上品と昔から食通の皆様の評価も高く、佐竹の殿様も 時の贈答品等としてご利用され好評を博しておりました。

江戸時代の有名な紀行家、菅江真澄の著書「雪の出羽路」にも稲庭うどんは美味しいとの記述があり、当時から「知る人ぞ知る」逸でありました。

秋田県を代表する産業

江戸時代から脈々と受け継がれてきた製造方法が昭和47年に公開されると、家内工業から企業化され、製造量が大幅に増えること 伴い地元雇用や関連産業も増え、稲庭うどんは産業構造を変えていくものとなりました。

大切な食文化を

自分達で支える

日本三大うどんの1つとして、また秋田県を代表する名産品に発展した「稲庭うどん」。産地に伝わる伝統の製法を守り、稲庭うんの普及活動のため昭和51年稲庭うどん協議会を発足させ、協議会のさらなる充実発展を目的に、平成13年秋田県稲庭うどん協同組が誕生しました。

そこには、稲庭うどんの美味しい食文化を自分達で支え発展させていこうとする強い思いがありました。

今では秋田県を代表する産業として全国、そして世界に発信しております。

平成31年1月12日に発売された『広辞苑』第7版(岩波書店)に、稲庭うどんが掲載され、社会的地位も全国的に認められています。

ふるさと名物に選定された 稲庭うどん

ご当地うどんを日本三大うどんや日本三銘うどんと表現されることが多いのですが、稲庭うどんはいずれも、その1つとして数えられ、日本を代表する逸品となっております。

《ふるさと名物に選定》

平成28年、湯沢市では日本三大うどんと称されている「稲庭うどん」を手ないなど生産過程における特徴的な技法、全国的な知名 度、地域経済における重要度、他の地域産業資源への波及効果等を考慮し「ふるさと名物」に選定しました。

ふるさと名物応援宣言・・・湯沢市では稲庭うどんを「ふるさと名物」として、地域経済の活性化、雇用の増大など産業の発展につがるものとして応援しています。

○秋田湯沢の地酒で乾杯条例

平成26年6月27日 条例第26号

(目的)

- 第1条 <u>この条例</u>は、雪深い秋田県湯沢市の名水と杜氏の技で醸す地酒で乾杯することにより、地場産業の 振興と伝統文化の発展及び継承を促すことを目的とする。 (定義)
- 第2条 <u>この条例</u>において「地酒」とは、秋田県湯沢市内で生産された日本酒その他の酒類をいう。 (市の役割)
- 第3条 市は、地酒による乾杯を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (議会及び議員の役割)
- 第4条 議会及び議員は、主催又は参画する会食等の乾杯において、地酒を積極的に使用するとともに、参加者及び市民に対しても使用を呼びかけるなど、地酒による乾杯の推進に努めるものとする。 (事業者等の役割)
- 第5条 地酒の生産及び販売を業とする者(以下「事業者等」という。)は、地酒による乾杯を推進するよう 積極的に取り組むとともに、市、議会及び議員と相互に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者等は、業種の異なる企業に対して、<u>前項</u>に定める取組について協力を求めることができるものと する。

(市民の協力)

第6条 市民は、市、議会及び議員並びに事業者等が行う地酒による乾杯の推進に協力するよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

稲庭うどん産業について

產業振興部商工課

1 現状と課題

350年余りの歴史がある稲庭うどんは「手づくりの技」が作りだす上品な味が高い評価を得て日本三大うどんの地位を確立しており、湯沢市を代表する名産品となっています。しかし、長引く景気低迷やコロナ禍の影響により贈答品需要が落ち込み、製造・出荷額は年々減少しており、また、消費者のニーズの多様化や低価格志向などで、生産や販売も厳しい状況にあります。

○事業者数・従事者数・製造量・販売額

年	事業者数(社)	従業員数(人)	製造量(t)	販売額(百万円)
平成 24 年	1 8	5 5 0	2, 823	4, 763
平成 25 年	1 8	5 2 5	2, 800	4, 730
平成 26 年	1 8	5 2 3	2, 850	4, 956
平成 27 年	1 8	5 2 0	2, 800	4, 800
平成 28 年	1 8	5 3 0	2, 850	4, 900
平成 29 年	1 8	5 0 0	2, 500	4, 750
平成 30 年	1 8	5 0 0	2, 500	4, 700
令和元年	1 8	5 1 0	2, 400	4, 800
令和2年	1 8	5 1 5	2, 000	4, 500
令和3年	1 8	5 1 7	1, 950	4, 400

※秋田県稲庭うどん協同組合調べ

2 市の取組み

・全国まるごとうどんエキスポ

稲庭うどんのブランド力を活用し、市の地域資源の PR 及び中心市街地活性化を目的に、平成 23 年度から開催されている「全国まるごとうどんエキスポ」に対して経費の一部を補助している。令和元年度では、約7万人の来場者でにぎわいをみせ、2日間で約42,000 食を販売した。新型コロナウイルス感染症の影響により2年間中止となったが、今年度は3年ぶりに10回目を開催する予定となっている。

- ▶ 来場者数: 平成 23 年 70,000 人
 平成 24 年 70,000 人
 平成 25 年 80,000 人
 平成 26 年 90,000 人
 平成 27 年 100,000 人
 平成 28 年 115,000 人
 平成 29 年 80,000 人
 平成 30 年 70,000 人
 令和元年 70,000 人
- ▶ 補助金額:平成23年~令和元年度 各年度500万円
- ▶ 経済効果: 平成 23 年 7.1 億円 平成 24 年 7.2 億円 平成 25 年 7.9 億円 平成 26 年 9.2 億円 平成 27 年 9.8 億円 平成 28 年 10.9 億円 平成 29 年 6.6 億円 平成 30 年 3.6 億円 平成元年 未調査

・ふるさと名物応援宣言

「稲庭うどん」を核として、湯沢市の食、技、伝統、文化を広く発信するため、平成 28 年 8 月に「ふるさと名物応援宣言」を行った(別添 参考資料)。

応援宣言は、中小企業地域資源活用促進法(令和2年10月廃止)に基づく中小企業庁の事業で、地元企業が稲庭うどんを活用する際、商品開発や販路拡大に向けたPR活動などの事業費の3分の2(上限500万)の補助を国から優先的に受けられるもの。

・稲庭うどん振舞い

「ふるさと名物」に選定した「稲庭うどん」を多方面へ広くPRすることにより、応援宣言したことの周知を図り、「地域ブランド」としての「ふるさと名物(稲庭うどん)」の育成とともに地域経済の好循環につなげることを目的として、平成 28 年度から令和元年度まで実施した。

- ➤ 平成28年 七夕絵どうろう(700食)、種苗交換会(2,800食)、 犬っこまつり(800食)
- ➤ 平成29年 七タマラソン(300食)、ねんりんピック(300食)、 犬っこまつり(800食)
- 平成30年 七タマラソン(400食)、あ・ら・伊達な道の駅(600食)
- ▶ 令和元年 クルーズ船(秋田港)(700 食)
- 委託料: 平成 28 年 1,300,000 円 平成 29 年 340,000 円 平成 30 年 190,000 円 令和元年 200,000 円

・小学生向け稲庭うどん体験学習

「ふるさと名物」である稲庭うどんについて、体験する機会を確保することにより、稲庭うどんに対する認知を高め、稲庭うどんを通じて湯沢市に対する誇りが醸成されることを目指している。また、産業振興の観点からは、家庭内での消費の働きかけや、卒業後に市外に転出した際は、稲庭うどんを PR してもらうことのよる消費喚起や認知度向上も目指している。

- 平成30年 山田小(30人)・須川小(10人)・雄勝小(45人)の4年生
- ▶ 令和元年 湯沢西小(68人)・三関小(19人)・皆瀬小(18人)の5年生
- 令和2年 湯沢東小(67人)・三梨小(8人)・駒形小(11人)の6年生
- 委託料:平成30年310,000円 令和元年180,000円 令和2年160,000円

・稲庭うどん産業振興補助金

稲庭うどん産業における中小企業等の振興及び産地の基盤強化を図り、市内事業者の競争力ある質の高いものづくり及び流通対策の強化、ひいては地域経済の発展に寄与することを目的として、平成30年度に稲庭うどん産業に特化した支援制度を創設した。当初は、情報発信及び販路拡大の2つのメニューに対しての経費に補助し、初年度で稲庭うどん組合のホームページを刷新したほか、将来を見据えた稲庭うどん組合のビジョンを策定した(別添参考資料)。2年目からは経営基盤強化として、展示会出展やネット販売事業を展開し、販路拡大を図っている。

- ▶ 平成 30 年補助金額 1,656,000 円
 - ・組合のビジョン策定、組合のホームページ刷新
 - ・組合ブランド稲庭うどんのパッケージやリーフレット制作、第8回 全国ご当地うどんサミットへ出展、全国年明けうどん大会 2018in さぬきへ出展、首都圏プロモーション(東京都吉祥寺の東急百貨店 へ出展)
- ▶ 令和元年補助金額 1,126,000 円
 - ・首都圏プロモーション(東京都吉祥寺の東急百貨店へ出展)、 県外観光誘客施設でのプロモーション(いしのまき元気いちばへ出 展)
- ▶ 令和 2 年補助金額 116,000 円
 - ・ネット販売(プレミアム手法(サンプルうどんのおまけ付き)販売)、 県外観光誘客施設でのプロモーション(いしのまき元気いちばへ 出展)
- ▶ 令和 3 年補助金額 105,000 円
 - ・ネット販売(プレミアム手法(サンプルうどんのおまけ付き)販売)、 新潟日報系列会社通販、くみあいピックへ出展

中小企業地域資源活用促進法に基づく



秋田県湯沢市 が応援するふるさと名物

〈稲庭うどん〉 〜守り継がれる伝統の技と食〜 触れて、食する職人技





、応援宣言/

秋田県湯沢市

地域のプロフィール







湯沢市は、山形県、宮城県に隣接する秋田県の最南東部に位置し、隣接する両県とは、国道13号、108号及び398号で結ばれており、秋田県の南の玄関口となっています。また、面積は790.91平方キロメートルで、秋田県の面積の約6.8%を占めています。東方の奥羽山脈、西方の出羽丘陵に囲まれた横手盆地を貫流する雄物川と、その支流である皆瀬川、役内川沿いに豊かな水田地帯を形成しています。県境付近の西栗駒一帯は、雄大な自然林を有し、豊富な温泉群にも恵まれており、平成24年9月に日本ジオパークに認定されました。気象は、内陸性で気温の差が大きく、四季折々の自然美を見せてくれます。

日本ジオパークに認定されている一帯の豊富で清らかな伏流水を使用して作られている「稲庭うどん」は日本三大うどんと評され、国の伝統的工芸品に指定されている「川連漆器」、東北の灘と呼ばれるほどに「清酒」の製造も盛んであり、これらの豊富な産業も地域に根付いております。

ふるさと名物の内容

ふるさと名物(主な地域資源)

稲庭うどん

当市の「稲庭うどん」は、寛文5年に製造されていたとの記録があり、その後、宝暦2年(1752年)に秋田藩御用となり、「稲庭干饂飩」の名称を与えられました。しっかり乾燥させた稲庭うどんは高級保存食で、藩の贈答用品として最適であり、将軍家への献上品や諸大名への贈られたといわれています。

明治時代には、宮内省より御買上げの栄を賜わる他、多くの賞を受賞した、由緒正しきうどんなのです。

産地は県内でも有数の豪雪地帯であり、その克服のために小麦の栽培が行われ、その小麦を通常の数倍の手間をかけ保存に適するよう工夫を凝らし、丹念に加工してできたのが「稲庭うどん」ではないかと推測されています。口に含めばコシが強く、つるつる、しこしこした独特の食感を持つ「稲庭うどん」は、この手間を惜しまない「手綯い製法」等の伝統を受け継いで来たことによってうまれます。

現在、海外への販路開拓にも積極的であり、2015年には、「秋田県稲庭うどん協同組合」による台湾でのPRイベントを開催、また、海外で支店を構える企業もおり、日本国内に留まらず、世界でも通用する「稲庭うどん」として成長しています。





【手綯い製法】



【台湾でのPRイベント】

ふるさと名物の内容

《職人技がひかる★稲庭うどんの製造工程》

※秋田県稲庭うどん協同組合HPより



切り (板切り)



小巻き

(一晩寝かせる)



つぶし





延ばし・乾燥

【稲庭うどん製造のポイント】

≪練る≫

その日の温度、湿度により原料の配分を微調整している 熟練の職人技。

≪熟成=寝かせる≫

手を加えては、寝かせ、時間をかけること(3日~4日)に より、稲庭うどん独特のコシの強い食感を引きだす。

≪手綯い(てない)≫

よりをかけながら伸ばし均一の太さに仕上げる。

選別・計量



裁断



(熟成)

ふるさと名物の内容

稲庭うどんに関連する地域資源

川連漆器 ~稲庭うどんが映える、美の器~

川連漆器は、昭和51年に国の伝統的工芸品、平成8年には秋田県の伝統的工芸品にも指定され、平成10年、平成12年の全国漆器展では内閣総理大臣賞を受賞しました。堅牢さを誇る実用的な生活用品として庶民生活に密着し、今日、川連漆器は地域の主要産業となっています。

稲庭うどんの産地である稲庭町と川連漆器の産地である川連町、小麦の生産が盛んだった三梨村が隣接していたこともあり、1956年稲庭川連町誕生(のちに稲川町に改称)とともに、町の伝統産業として切磋琢磨してきました。

毎年、秋に開催している産地メーカー各社による大販売会「川連塗りフェア」においても、『川連塗りで味わう本場稲庭うどん茶屋』が開かれるなど、同じ地域の名産品として、うどん産業、漆器産業共に相乗効果を狙った活動も多く行われています。

近年は海外向けの商品開発も積極的に行っており、「稲庭うどん」とともに、日本の古き良き伝統産業として、取組みを進めています。





湯沢市の取り組み

■地場産業等強化対策事業補助金

この事業は、市内の業界団体及び企業群が行う産業振興活動及び異業種連携活動に対し、市内経済及び地場産業等の強化、発展を図るため補助金によりサポートしています。

実施事業 ・「稲庭うどん」「まごうどん」PRイベントin台湾 等





【台湾での稲庭うどんPRイベント】

■チャレンジ補助金事業

●新商品開発事業、海外進出事業等

地域での先進的な経済活動若しくは先駆的な産業振興活動又は販路開拓活動において、積極的かつ果敢に挑戦する事業に対し、市民経済の活性化を図るため補助金によりサポートしています。



- 実施事業 ・「秋田食品 展示商談会in香港フード・エキスポ」出展事業
 - ・「タイ・バンコク秋田フェア」出展事業
 - 「日本食・食文化の普及推進事業」(上海)出展事業等
 - …各イベント出展への出展の結果、日本料理店や食品問屋 等との取引が開始されました。

これまでの活用実績や市内企業のニーズを受け、平成27年に「海外進出特別支援事業」枠を創設し、他事業よりも優位な補助要件で、さらなる海外進出をサポートすべく取組みを進めています。

稲庭うどんに係わる団体の取り組み

■秋田県稲庭うどん協同組合

今では日本三大うどんの一つとして、また秋田県を代表する名産品にまで発展した「稲庭うどん」ですが、近年、類似品や粗悪なコピー商品が市場に出回るなど、産地ブランドのイメージダウンが危ぶまれています。そこで本場に伝わる伝統の技と味を守ることと、産地が一致結束して良質なうどんを消費者へ提供していくために平成13年10月に「秋田県稲庭うどん協同組合」が設立されました。

今後は、組合として「稲庭うどん」の定義を明示していくとともに、「秋田県稲庭うどん協同組合ブランド」を確立させる事業を推進していきます。



秋田県 稲庭うどん協同組合



まごうどん

地元だけに伝わる"おかゆ風"の稲庭うどんをブラッシュアップし、美味しい療養食を開発して成長市場である病院・介護食市場の開拓に取り組むことを目的として開発された組合ブランド商品です。

福祉貢献として社会的容認が得られ、社会全体から信用ある伝統産業として更なる付加価値を高めながら、産地基盤の確立と、維持・発展を図っています。



稲庭うどんに係わる団体の取り組み

■全国まるごとうどんEXPO2015in秋田・湯沢実行委員会

全国まるごとうどんエキスポ2015in秋田・湯沢

全国の有名"ご当地うどん"が一堂に集結し、うどん食文化の活性化を図り、新たな発見と感動を生み出すとともに、地域特産や観光資源を発信し、中心商店街のにぎわいを創出することを目的として開催されています。2015年で5回目の開催となり、2日間で、10万人の来場がありました。



2015年は16都道府県から22店舗に出店いただき、「ご当地うどんグランプリ」等のイベントも併せて開催されています。高校生ボランティアも毎回大活躍していただき、地域を挙げての一大イベントに成長しています。





数 幹組は公式ホームページにで i) 合http://udonexpo.net の j/ うどんエキスポ



稲庭うどんを活用した観光誘客への取り組み

■「受け継がれる職人の技」体験教室

稲庭うどん製造体験

○製造体験コース

稲庭うどんの特長であるコシの強さを生みだす「手綯い」を中心に、手作業の一つひとつの工程を実際に体験。後日、完成品をご自宅にお送りすることもできます。

○製造・調理体験コース

うどん造り体験後に、本社工場で製造された乾麺を用いて「ゆで方」と「盛り付け方」 を習得できます。プロの技は本物のおいし さを正確に、そして存分に引き出します。これで、あなたも稲庭うどんマイスターへ。



湯沢市長からのメッセージ

日本古来より伝わる"うどん"は、私たち日本人の身近な食材として全国各地で食されており、その歴史は古く、地域毎にうどんの製法や形状、調理方法等が異なるなど、郷土に根付いた固有の"うどん食文化"が形成されています。

そのなかで、日本三大うどんの一つとなった「稲庭うどん」は、300年を超える伝統と誇りに裏打ちされた味により、きっと皆様を満足させてくれることでしょう。

また、この「稲庭うどん」は当市を代表する産業へと発展を遂げ、当市のみならず秋田県を代表する地域資源となっています。官民協同による商品開発、販路開拓、海外進出により、更なる躍進が期待できるものであります。

「稲庭うどん」を核として、"秋田県陽沢市"の食、技、 伝統、文化を広く発信するとともに、更なる産業の発 展と地域振興のため、全力で応援していくことをここに 宣言いたします。



湯沢市長 齊 藤 光 喜

秋田県稲庭うどん協同組合 20のビジョン

「稲庭うどんを地域の方に、より気軽に、より美味しく食べてもらえるような環境づくり」

期間	事業区分1	事業区分②	No.	関係性	事業名	内容	201 202 202 202 202 202 202 202 202 202
			1		みんなでPR「日本一美味しいうどん」宣言	日本で一番美味しいうどんであることを、官民問わず湯 沢市民が一体となってPRできる環境づくりの整備。	
			2		稲庭うどん大使制度	全国で活躍する湯沢市出身者をはじめとして「稲庭うどん」を広くPRしてくれる方を大使に認定する。	
	J	プロモーション	3		稲庭うどん「極技!職人」	組合員の中でも優れた技能・技術をもつ職人をホーム ページや情報媒体で広く紹介し、技を伝承する。	
			4		稲庭うどんにピッタリ美味しいタレコンテスト	稲庭うどんにあうタレのアイディアを広く一般募集し、 一番美味しいタレを決め、販売をする。	
	広告宣伝事業		5		稲庭うどんを使った居酒屋メニューコンテスト	地元や首都圏の秋田県のメニューを提供している居酒屋 から、お酒にあう稲庭うどんを使ったメニュwーを募集。	
短期			6		湯沢の美味しい素材とコラボレーション	日本酒や三関さくらんぼ、三関セリなどの湯沢市の食材 や文化とのコラボエーションで相乗効果をあげる。	
		イベント・キャンペーン	7		「100人手綯い」でギネスへ挑戦2020	第10回目となるうどんエキスポで、100人の職人に よる手綯いの披露を行い、注目度をあげる。	
		8		稲庭うどんの日制定 毎年7月28日	稲庭うどんの販路拡大と知名度向上を目指して、7月2 8日(いい・7な28にわ)を稲庭うどんの日に設定。		
			9		ホワイトデー贈り物なら「稲庭うどん」	バレンタインデーのお返しに、ホワイトデーは稲庭うどん。を1つブームにしていく。	
					学校出張稲庭うどんの普及	学校において子供たちに組合員が自ら茹でた稲庭うどん 食べてもらうことで認識力を向上させる。	
	地域の食文化の形成		11	A, J.	宴の後は「稲庭うどんがシメうどん」	お酒をともなう宴会や食事などでは、湯沢市内の最後の しめメニューは「稲庭うどん」にしてもらう環境づくり。	
			12		美味しくなる「茹で方」の伝授	飲食店や一般家庭に美味しく食べるための「茹で方」を 広く伝授し、周知してもらう。	
	調査・研究・開発		13		消費者ニーズの調査	飲食店や一般消費者の声を活かす取組を推進するために、 ニーズの調査を常に行う。	
	広告宣伝事業 プロモーション	14		メディア・ウェブを使った広報戦略	テレビやウェブなどでの取り扱いを増やすために、常に 情報提供をして注目度をあげる。		
中期		15	1	集客力がある観光地やキースポットでのPR活動	観光客が多数来場する地域でのPRや、クルーズ船・観光電車などの特別スポットでのPR活動の強化。		
		16	7	手綯い実演のイベント強化	手綯いの技術を広く知ってもらうために継続的にイベントなどでの実演を行っていく。		
		17		稲庭うどんが食べられる地域飲食店マップの作成	稲川地区はもとより湯沢市内で稲庭うどんが食べられる 飲食店や居酒屋を一覧したマップやのぼりの作成。		
			18	3.10	稲庭うどんの体験学習の強化	地域の子供たちに食べてもらう事だけではなく、手綯い を体験してもらい稲庭うどんの奥深さを知ってもらう。	
	地域の食文化の形成	地域の食文化の形成	19	3.12	稲庭うどん調理マイスター制度	稲庭うどんを美味しく食べてもらうための技術・技能を 有した方を輩出し、興味をもってもらう。	
				13	地域の食べ方・文化ワークショップの開催	湯沢地域でも地域で食べ方は異なる。地域の主婦や女性 を中心にワークショップを開催し、意見交換を行う。	

【短期 アクションプラン】

基礎的なプロモーションの実施 稲庭うどんを食べる機会の提案(単発) 消費者からの意見聴取 【中期 アクションプラン】

観光客を含めた市外客を意識したプロモーション 稲庭うどんを食べる機会の提案(通年) 組合員による飲食店へのサポート強化 【長期 アクションプラン】

これまでの事業を踏まえた組合商品の開発

稲庭うどん産業に関する資料

秋田県稲庭うどん協同組合

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
組合員数	18社	18社	18社
製造所数	30ヶ所	30ヶ所	30ヶ所
従 業 員 数	530名	515名	520名
年間生産量	2,400 t	2,000 t	1,950 t
年間販売額	48億円	4 5 億円	44億円
工場見学者数	16,500人	12,300人	11,500人
体験工房利用者数	2100人	750人	270人
レストラン利用者数	55,500人	41,000人	38,500人

[※] 組合加入メーカー18 社における数値。

[※] 稲庭うどんメーカー数は、およそ50メーカーと推測される。

調査事項のまとめ

7/25第7回政策検討会資料

	現状	課題	条例制定に対する意見等		
湯沢市(産業振興部商工課)	おり、湯沢市を代表する名産品となっている。	らいだす上品な味が高い評価を得て日本三大うどんの地位を確立して とが落ち込み、製造・出荷額は年々減少しており、また、消費者のニー こある。	 ・市がすすめる事業としては、秋田県稲庭うどん協同組合の会員以外の方々もフォローしなければならない。 ・稲庭うどんだけに特化した条例を制定すると「ほかの産業はどうするのか」というとらえ方をされるのではないか。稲庭うどんは「湯沢市のリーディング産業である」と位置付けるなど、明確な理由をつけて条例化することで、市民に納得してもらえるかが課題ではないか・理念条例だけではなく、今度どうしていくのかという方針も明確にした方が市民に浸透しやすいのではないか。 ・乾杯条例にぶつけていった方が取り組みしやすいのではないか。例えば「ゆざわで乾杯プラス」、「乾杯プラス事業」など。 		
	・売上の減少(贈答品のニーズの低下) ・人手不足・人材不足 ・ウクライナやコロナ禍の影響により原材料が高騰 ・県外での知名度が低い ・高級なイメージがあり地元の人はあまり食べない ・他市のふるさと納税の返礼品に稲庭うどんがあるなど、市外の事業者も多くなってきており、安価なものが販売されている。	・産業プラス伝統を守るために新たな手法を考える必要がある。(雇用だけでは限界。品質を守っていくためには機械導入などの検討も必要) ・職人の育成をどうやっていくのか。 ・どのようにして、気軽に稲庭うどんを食べる文化・スタイルを作っていくのか。 ・湯沢市以外の地域で生産されることで、イメージダウンや品質低下、産地ではない「稲庭うどん」の名が売れることが心配される。どうやって産地を守るのか。 ・協同組合の力が弱い。組合員への支援ができない。 ・情報発信力がない。 ・所象名として別の企業が入っている事業所もある、稲庭うどんブランドをどうやって守っていくのか。	・飲食の際の先付に「乾杯スタイル」を提案した。5年後・10年後を考えると、1社だけで販売や企業PRを維持するのは限界がある。行政と企業が一体となって進め、まちづくりに参画していくことで稲庭うどんの産地として湯沢市の産業を盛り上げていくことができるので、条例制定は良いこと。 ・湯沢市として「伝統製法」を守っていく条例を作っていただければありがたい。自分たちで基準を作って評価するのは難しい。 ・一部の事業者だけが有利になると反対もでてくる。地域一丸となって「稲庭うどん」という大きな枠で売り込むことで、地域の皆さんに理解していただき、地域全体を巻き込めるような柔らかいスタートが良いのではないか。 ・例えば、ふるさと納税の返礼品の稲庭うどんについては、湯沢市のオリジナルブランドに限定するといった「和の力」で市と一体となって進めていきたい。		
究所ローカルマネージャー)	・この条例は「稲庭うどんをリーディング産業として残していきたい。ブランド化を図っていく」という目線からの条例策定でよいのか。それでは、単なる産業振興条例になってしまう。そうなると「稲庭うどん産業だけではないよね」という話になる。稲庭うどんが振興されたことによる二次効果や波及効果の方が大切ではないか。どこに旗を立てるかということを、もう少しざっくばらんに考えた方がよい。 ・「稲庭うどん=湯沢市」となるように、稲庭うどんが"シビックプライド(※1)"や市民の"アイデンティティ"(※2)になっていないといけないのではないか。すべての施策を稲庭うどんと結び付けて考えていく。例)道路×稲庭うどん、子育で、稲庭うどん、持て、稲庭うどん、子育で、稲庭うどんと結び付けて考えていく。例)海川市のジオパーク ※1 シピックプライド(Civic Pride)とは、「都市に対する市民の誇り」という概念で使われることが多い。日本の「郷土愛」といった言葉と似ているが、単に地域に対する愛着を示すだけではない。「シビック(市民の/都市の)」には権利と義務を持って活動する主体としての市民性という意味がある。 ※2 アイデンティティ(identity)とは、広義には、「同一性」「個性」「国・民族・組織などある特定集団への帰属意識」などの意味で用いられる。 ・湯沢市民にとって「稲庭うどん」とは何か?という視点に立って、もう少し掘って考えてみることが必要ではないか。湯沢市から「稲庭うどん」が無くなっても困らないのか?という視点で考える。 ・役所の延長上に条例を作ってしまうと、役所の発想になってしまう。 ・稲庭うどんの売上を上げることだけ考えるなら、補助金を出せばよい。直接的な効果より間接的な効果を期待したい。 ◆まとめとしての発言 条例は、時間をかけてつくることも、かけないでつくることもできるが、全員が方向を合わせなければいけない。一度、うどん業界や市の施策等を脇において、それ以外の部分で、もう一度組み立て、風呂敷を大きく広げで、見を出し合うことが必要。その風呂敷をどうやって畳んでいくかについては、色々ご支援させていただく。真面目に話し合うと難しい意見しか出てこない。コーヒーでも飲みながら、ワールドカフェ方式でやってみる。方向性が同じになったら、次の段階へ進むこと。				

湯沢市ふるさと企業振興基本条例

平成27年12月22日

条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、ふるさと企業の振興に関する基本理念を定め、市の責務、ふるさと企業の努めるべき事項及び中小企業支援団体の役割を明らかにするとともに、ふるさと企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本市の特性を生かした施策を総合的、計画的に推進し、もって本市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) ふるさと企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規 定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事 務所又は事業所を有するものをいう。
 - (2) 中小企業支援団体 商工会法(昭和35年法律第89号)第3条に規定する商工会、同法第55条の2に規定する商工会連合会、商工会議所法(昭和28年法律第143号)第6条に規定する商工会議所、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第70条に規定する都道府県中小企業団体中央会、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第7条第1項の規定により指定された特定支援事業を行う者、信用保証協会法(昭和28年法律第196条)第1条に規定する信用保証協会、本市観光振興を目的とした観光協会等であって中小企業の振興を目的とする団体をいう。
 - (3) 教育機関 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校その 他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。
 - (4) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者であって、市内に支店等の事務所を有する機関をいう。

(基本理念)

- 第3条 ふるさと企業の振興は、次に掲げる事項を旨として推進するものとする。
 - (1) ふるさと企業自らによる経営の向上及び改善に対する主体的な努力を基本とすること。

- (2) ふるさと企業が地域経済及び地域雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- (3) 本市の地域資源(農林資源、自然等観光資源、伝統技法、人材、知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。) を積極的に活用すること。
- (4) ふるさと企業の生産性向上、高付加価値化に向けた新たな取組を促進し、 個々のブランドの有機的連携による相乗効果をもって、本市一体としてのブラ ンド化を図ること。
- (5) 国、県その他の関係機関の協力を得ながら、ふるさと企業、市民及び市による密接な連携の下に推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、地域の経済の実情を踏まえたふるさと企業の振興に関する施策を総合的に実施する 責務を有するとともに、施策の策定及び実施にあたっては、国、県、ふるさと企業、市民及び関係機関と協力して取り組むものとする。

(ふるさと企業の主体的な努力)

- 第5条 ふるさと企業は、基本理念に基づき、経済的社会的環境の変化に対応して、 主体的に経営の向上を図るよう努めるものとする。
- 2 ふるさと企業は、地域雇用の拡大、人材の育成、福利厚生の充実に努めるとともに、地域社会の持続的な形成及び維持に資するよう努めるものとする。
- 3 ふるさと企業は、地域社会と協働して、地域の発展に積極的に取り組み、中小 企業支援団体が行う活動及び市の振興施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 ふるさと企業は、資材等地域内からの調達率を高めた流通及び資金循環による 地域経済の内発的発展に努め、本市の有用な資源の積極的活用に努めるものとす る。

(中小企業支援団体の役割)

第6条 中小企業支援団体は、基本理念に基づき、ふるさと企業の経営の安定及び 向上の支援に積極的に取り組むとともに、市が実施するふるさと企業の振興に関 する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、基本理念に基づき、ふるさと企業の円滑な資金の調達及び経 営の支援その他の必要な協力を行い、各種支援を通じ、地域の経済及び社会への 貢献に努めるものとする。

(教育機関の役割)

第8条 教育機関は、基本理念に基づき、教育活動を通じて、勤労及び職業に対す る意識の啓発その他の必要な協力に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

- 第9条 市民は、基本理念に基づき、ふるさと企業の振興が市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、施策の推進及びふるさと企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。
- 2 市民は、ふるさと企業が生産する地域産品等を積極的に利用するなど、消費の拡大・促進に協力するとともに、それら有用な資源の宣伝、PRに努めるものとする。

(基本方針)

第10条 市は、基本理念にのっとり、次条から第21条までに掲げる基本方針に基づき、ふるさと企業の振興を図る施策を講ずるものとする。

(経営基盤の強化)

第11条 市は、ふるさと企業の経営基盤の強化を図るため、ものづくり産業における高付加価値化、新たな商品開発、革新的技術・技能の習得の促進を図るとともに、サービス産業における生産性の向上及び顧客の需要を踏まえた新事業展開の促進など必要な措置を講ずるものとする。

(新たな販路の開拓等)

第12条 市は、国内及び海外での市場開拓に関する取組を行うふるさと企業の販路 拡大を促進するため、新商品又は役務の開発及び販路の開拓並びに新たなサービ スの創出等の効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(後継者の育成及び人材確保)

- 第13条 市は、後継者等の育成を図るとともに、企業が求める能力を備えた人材の 育成及び確保を図るため、中小企業支援団体、教育機関等の関係機関と連携し、 若者のキャリアアップのための取組に必要な施策を講ずるものとする。
- 2 市は、ふるさと企業が女性、高齢者、障がい者等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(創業等の支援)

第14条 市は、創業希望者に対する支援を促進するとともに、ふるさと企業の円滑

な事業承継又は第二創業(既に事業を営んでいる中小企業者が先代から事業を引き継いだ場合等において、事業の形態の転換又は新しい事業若しくは分野に進出することをいう。)を図るため、情報の提供、研修の充実、その他の必要な施策を講ずるものとする。

(資金の円滑化)

第15条 市は、ふるさと企業に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度及び 信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業者に対する支援)

第16条 市は、小規模企業振興基本法(平成26年法律第94号)、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)に基づく伴走型支援を通じ、小規模企業者の地域における持続的な事業活動及び着実な成長発展を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(地場産業等の支援)

第17条 市は、伝統産業(伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)第2条第1項の規定により指定された伝統的工芸品及び秋田県知事が指定する伝統工芸品に係る産業をいう。)及び地場産業(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)第2条第2項に規定する地域産業資源を活用した産業をいう。)に携わるふるさと企業の振興を図るため、生活様式の多様化に対応した商品の開発及び当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(商店街の振興)

第18条 市は、小売商業の振興を図るとともに、地域の特色を活かしたまちづくり を促進するため、商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。

(観光産業等の振興)

第19条 市は、地域資源を活用した観光産業を担うふるさと企業の振興を図るため、 国内外からの誘客の促進、観光インフラの整備その他の必要な措置を講ずるもの とする。

(農商工連携事業等の推進)

第20条 市は、地域の農林資源を活用し、農林業者とふるさと企業の協力による相 互の利点及び特徴を生かした新商品又は新サービスの開発、生産等及び需要の開 拓を行う農商工連携事業並びに農産物の生産、加工及び販売までを一体的に行う 6次産業化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(支援体制の強化)

第21条 市は、ふるさと企業に対するきめ細かな支援体制を構築するため、中小企業支援団体等が実施する経営相談及び指導その他の必要な支援等の体制強化を図り、ふるさと企業の課題解決に向けた取組に対して必要な施策を講ずるものとする。

(官民協働によるマネジメント体制)

第22条 市は、地域経済の情勢の変化に対応した新たな施策に係る課題等を議論し、 及びその効果を検証するため、官民協働によるマネジメント体制を整備し、政策 効果の発現が高いと見込まれる事業を推進するものとする。

(財政上の措置)

第23条 市は、ふるさと企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の 措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、経済的社会的環境の変化及びこの条例に基づく施策の実施の状況を勘 案して必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置 を講ずるものとする。